

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号(以下「番号利用法」という。))は、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)について、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講じている。

さらに、同法第31条は、地方公共団体についても、この趣旨に則り必要な措置を講じなければならないとしている。

このことから、特定個人情報の取扱いについて所要の改正を行う必要があるため、山梨県個人情報保護条例(以下、「条例」という。)を改正する。

(参考)

番号利用法において直接規定して措置するもの(一部抜粋)

- ・番号利用法第9条[個人番号の利用の制限] 個人番号を利用できるのは、同法別表第1に定める事務と、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務で地方公共団体が条例で定めるものに限定する。
- ・番号利用法第19条[特定個人情報の提供の制限] 同条に定めるものの他、特定個人情報の提供をしてはならない。

これらの規定は、地方公共団体にも直接適用がある。

番号利用法による一般法(行政機関個人情報保護法等)の読み替え等により措置するもの

- ・より厳格な保護措置を講ずるべき「特定個人情報」は、「個人情報」に含まれる概念であるため、一般法における保護措置と番号法における特定個人情報の保護措置との整合が図られるよう、読み替え規定を置く(番号利用法第29条、第30条)。

この規定は、行政機関個人情報保護法等の適用のない地方公共団体には直接適用されないため、番号利用法第31条において、地方公共団体に対し、同法の講ずる措置の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずることを求めている。

2 改正の内容

定義 条例第2条5項・6項・7項・8項（それぞれ追加）

改正内容		趣旨
特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	(関係条文：番号利用法第2条8項、第2条9項、第23条1項・2項)
<p>法で定義された「<u>特定個人情報</u>」(1)について、条例でも同様の定義を設ける。</p> <p>1:個人番号をその内容に含む個人情報</p>	<p>法で定義された「<u>情報提供等記録</u>」(2)について、山梨県個人情報保護条例でも同様の定義を設ける。</p> <p>2:特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報照会者・提供者の名称や照会・提供された特定個人情報の項目等についての情報</p>	番号利用法で求められる保護措置を条例で整備するため、同法独自の概念である「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について定義する必要がある。

取得の制限 条例5条

改正内容		趣旨
特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	
<p>・センシティブ情報（人種、民族、思想、信条、宗教等の機微な個人情報）の取得については、番号利用法等の法令等に規定がある場合に限る。</p> <p>・本人以外からの取得については、番号利用法等の法令等に規定がある場合に限る。</p>		番号利用法による行政機関個人情報保護法の読み替え規定はないが、条例上明確にするために規定する。

利用及び提供の制限 条例第10条1項、第10条の2（追加）

改正内容		趣旨
特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	
人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合を除いて原則禁止	利用目的以外の利用を禁止する。	番号利用法は、特定個人情報の目的外利用について、一般の個人情報よりもさらに厳格にするため、目的外利用の例外事由を左記の場合のみに限定している。 また、情報提供等記録については、目的外利用が想定されないため、これを禁止する。

保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 条例第 12 条

改正内容		趣旨
特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	
<p>(番号利用法が認める場合には目的外利用が可能であり、措置要求(3)する余地があるため、改正しない)</p> <p>3: 第三者に個人情報を提供する場合に、目的外の利用や漏えいを防止するために相手方に求める措置</p>	<p>措置要求可能な保有個人情報の範囲から、情報提供等記録を除く。</p>	<p>特定個人情報は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合」に例外的に提供をすることが可能であるため、措置要求をすることがありうる。</p> <p>情報提供等記録は、利用目的以外の利用ができないため、措置要求を行う場面が想定されないことから、適用除外とする。</p>

開示、訂正、利用停止に関する規定 条例第 14 条 2 項、第 15 条 2 項、第 16 条 2 号、第 29 条 2 項、第 30 条 2 項、第 37 条 2 項、第 38 条 2 項

改正内容		趣旨
特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	
<p>本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。</p>	<p>本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。</p>	<p>本人関与の手続を一層保護する。特に、<u>マイポータル</u>(4)の利用が困難な者が想定されることから、一般の個人情報で認められている本人、法定代理人に加え、「特定個人情報」については、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。</p> <p>情報提供等記録についても、上記と同様の趣旨から、本人及び法定代理人に加え、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める(ただし、情報提供等記録は、その性質上、そもそも利用停止請求を認めないこととするため、任意代理人による請求を認めない。)</p> <p>4: 行政機関が自分の特定個人情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるシステム</p>

開示、訂正時の移送に関する規定 条例第 23 条 1 項、第 35 条 1 項

改正内容		趣旨
特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	
(既存の条例で対応する)	開示・訂正決定に際し、他の機関への移送を認めない。	情報提供等記録については、他機関で開示等の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手続を適用除外する。

他の法令による開示の実施との調整に関する規定 条例第 28 条 1 項

改正内容		趣旨
特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	
他の法令による開示の実施との調整規定を適用除外とする。		番号利用法による開示請求は、インターネットを用いた方法(マイポータル)のみとされているため、パソコンを利用できない者でも開示請求ができるように、番号利用法による開示請求手続(インターネットによる請求)と条例による開示請求手続(文書による請求)の両方を可能とする。

訂正の通知先に関する規定 条例第 36 条

改正内容		趣旨
特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	
(既存の条例で対応する)	訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知する。	情報提供等記録は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にもこれらの主体に通知することとする。

利用停止の請求の条件に関する規定 条例第 37 条 1 項、2 項

改 正 内 容		趣 旨
特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	
<p>以下の場合についても利用停止請求を認める。</p> <p>利用制限に対する違反 収集制限・保管制限に対する違反 ファイル作成制限に対する違反 提供制限に対する違反</p>	<p>利用停止請求を認めない。</p>	<p>番号利用法は、特定個人情報について、同法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、条例においても同様の措置を講ずる。</p> <p>情報提供等記録については、システム上自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めない。</p>

オンライン結合による提供を可能とする規定 条例第 11 条 1 項、2 項

改 正 内 容		趣 旨
特定個人情報 (情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	
<p>特定個人情報については、番号利用法の適用があるため、オンライン結合(5)規制の適用除外とする。</p> <p>5: 実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法</p>		<p>情報提供ネットワークシステムによる情報照会に対しては情報提供義務が生じることから、特定個人情報については、オンライン結合規制を適用除外する必要がある。</p>